

令和 8 年度 業 務 概 要



ハートピアかごしま
(身体障害者更生相談所)

〒890-0021

鹿児島市小野一丁目1番1号

☎ 099-220-5165 (総務課)

099-229-2324 (相談課)

FAX 099-220-5166

目 次

1	設置目的	1
2	組織機構	1
3	沿 革	2
4	組織及び人員	3
5	業務概要	4
6	業務の流れ	5
7	業務実績(令和7年度)	6～8
8	鹿児島県身障者用駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)	9～10
9	施設概要	11～12

1 設置目的

「ハートピアかごしま」は、障害者が住み慣れた所で、その能力を十分に発揮し、障害のない方と共に社会経済活動等に参加し、働く喜びや生きがいを見出していくというノーマライゼーションの理念のもとに、従前から現在地にあった「県身体障害者更生相談所」、「県身体障害者更生指導所」及び「県点字図書館」の改築整備に併せ、当該施設の機能の充実を図るとともに、文化、教養、スポーツ、レクリエーションのための施設及び関係団体やボランティアの活動の拠点となる施設を新たに整備し、障害のある方のための総合的な福祉センターとして、平成12年4月に開設された。

現在、「ハートピアかごしま」は、県の「身体障害者更生相談所」、「精神保健福祉センター」及び「難病相談・支援センター」と、指定管理者として社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会が管理・運営を行う「視聴覚障害者情報センター」及び「障害者自立交流センター」で構成され、障害者及び難病患者の保健福祉の増進を図る拠点施設となっている。

2 組織機構

「ハートピアかごしま」には県機関が3機関及び指定管理者管理機関が2機関設置されている。

(1) 県機関

- ① ハートピアかごしま（身体障害者更生相談所）
身体障害者福祉法第11条の規定に基づき設置され、次の業務を行っている。
 - ア 専門的相談及び指導業務
 - イ 身体障害者手帳交付事務（鹿児島市を除く。）
 - ウ 補装具の処方及び適合判定等
 - エ 自立支援医療費（更生医療）の要否判定
 - オ 巡回相談
 - カ 連絡調整 など

※ 「ハートピアかごしま」の名称は、公の施設としての名称と県機関としての名称を併せ持つ。

- ② 精神保健福祉センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定に基づき設置され、こころの健康について相談を受けたり、精神保健福祉に関する技術援助・教育研修や精神通院医療、精神障害者保健福祉手帳の判定業務等を行っている。
- ③ 難病相談・支援センター
難病患者に関する日常の相談に応じ、難病患者に対し医療、生活等に関する情報提供その他の必要な支援を行っている。

(2) 指定管理者管理機関

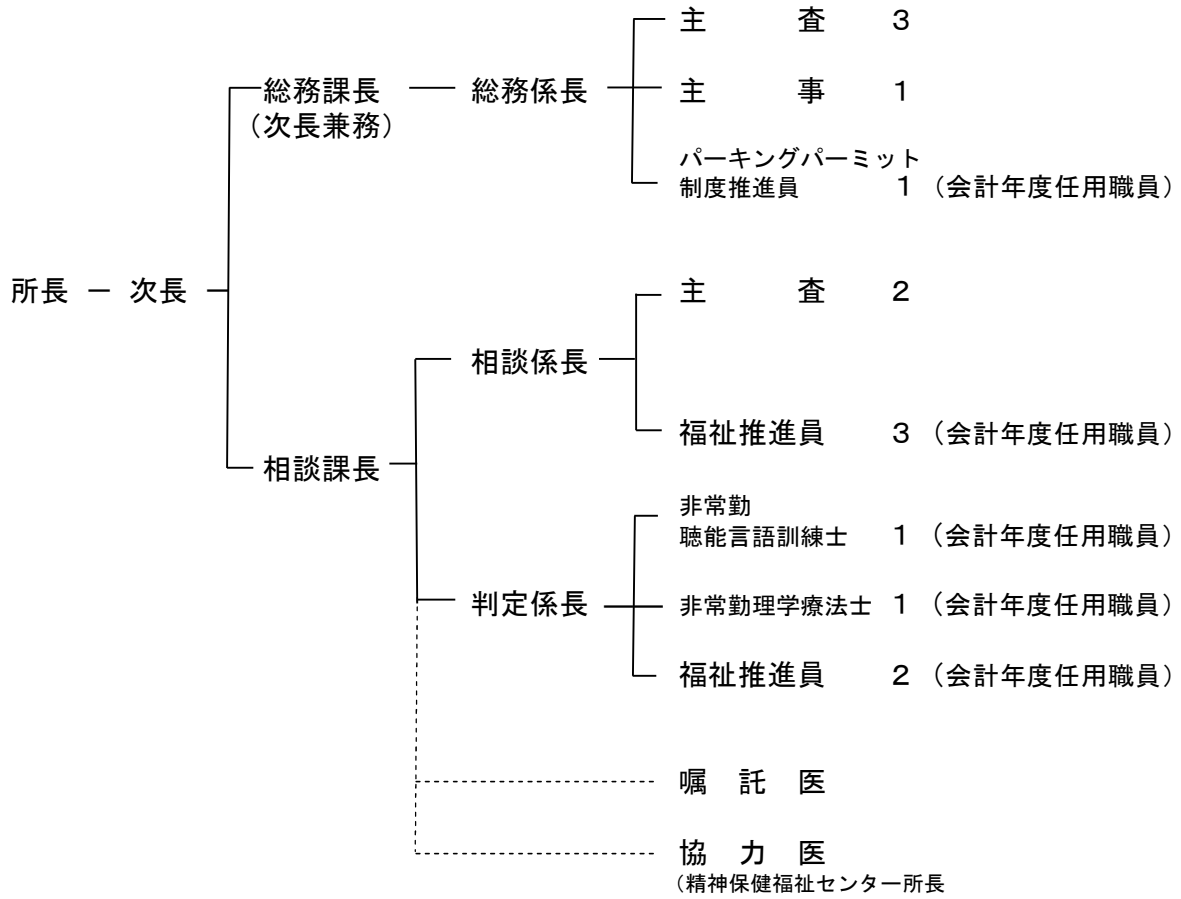
- ① 視聴覚障害者情報センター
身体障害者福祉法第34条に基づき設置され、視覚・聴覚障害者に対する点字図書・録音図書や字幕入りビデオ・DVDの制作、貸出などを行っている。
- ② 障害者自立交流センター
プール、体育館、多目的ホール等の施設を提供し、障害者のスポーツ・文化活動等の支援や交流を促進するための各種事業を行っている。

3 沿 革

1953. 7
(昭28) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第3号）に基づく身体障害者更生相談所及び身体障害者更生指導所を鹿児島市郡元町に開設
1967. 6
(昭42) 身体障害者更生相談所及び身体障害者更生指導所と鹿児島市下伊敷町にあった県盲人点字図書館（昭和29年7月開設、昭和60年に県点字図書館に名称変更）を現在地の鹿児島市小野（旧玉江小学校跡地）に移転
1993. 8
(平5) 8月6日の九州南部集中豪雨で午後6時頃に甲突川が大氾濫し、全施設が冠水（1.57m）し土砂流入。業務を中断し、9月中旬業務開始
1997. 2
(平9) 障害者総合福祉センター（仮称）新築整備のため仮庁舎移転
2000. 4
(平12) 「ハートピアかごしま」開設（鹿児島市小野一丁目1番1号）
総事業費は約55億円
「ハートピアかごしま」に総務課、相談課及び自立支援課を置き、相談課が「身体障害者更生相談所」の従前からの業務と、新たに身体障害者手帳交付事務を担当。「身体障害者更生指導所」を「身体障害者自立支援センター」に名称変更し、自立支援課が業務を担当
また、「県点字図書館」から名称変更された「視聴覚障害者情報センター」と新たに開設された「障害者自立交流センター」が、社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会に運営委託される。
2006. 4
(平18) 社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会が指定管理者として、「視聴覚障害者情報センター」と「障害者自立交流センター」の2機関の管理・運営を開始
2009. 3
(平21) 3月末日をもって「身体障害者自立支援センター」が廃止
2011. 3
(平23) 「精神保健福祉センター」がハートピアかごしま内に移転
2011. 10
(平23) 「難病相談・支援センター」がハートピアかごしま内に開設

4 組織及び人員（令和8年5月1日現在）

(1) 組織



(2) 人員

(単位：人)

区分	事務職	技術職	計	会計年度任用職員	合計
人数	11	1	12	8(※)	20

(※)上記の他
 補助事務員 2
 非常勤事務補助員 1

5 業務概要

ハートピアかごしま（身体障害者更生相談所）は、身体障害者福祉法第11条の規定に基づき、身体障害者の更生の援護と市町村が行う援護の適切な実施の支援をするため、主に次の業務を行っている。

(1) 専門的相談及び指導

身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。

- ① 市町村職員の研修の支援
- ② 情報の収集と提供

(2) 身体障害者手帳交付事務（平成12年4月から）

身体障害者の障害程度の審査及び身体障害者手帳の交付・変更届・返還届等に関する事務を行う（鹿児島市を除く。）。

(3) 判定

市町村が行う身体障害者に対する各種援護措置に関し、市町村からの依頼により、身体障害者の医学的判定等を行う。

- ① 補装具（義肢、装具、車椅子、補聴器等）の処方及び適合判定等
- ② 人工透析やペースメーカー植込術などの自立支援医療費（更生医療）の要否判定

(4) 巡回相談

地理的理由等により更生相談所に来所困難な身体障害者の便宜を図るために、計画的に巡回して相談・判定に応じる。

(5) 連絡調整

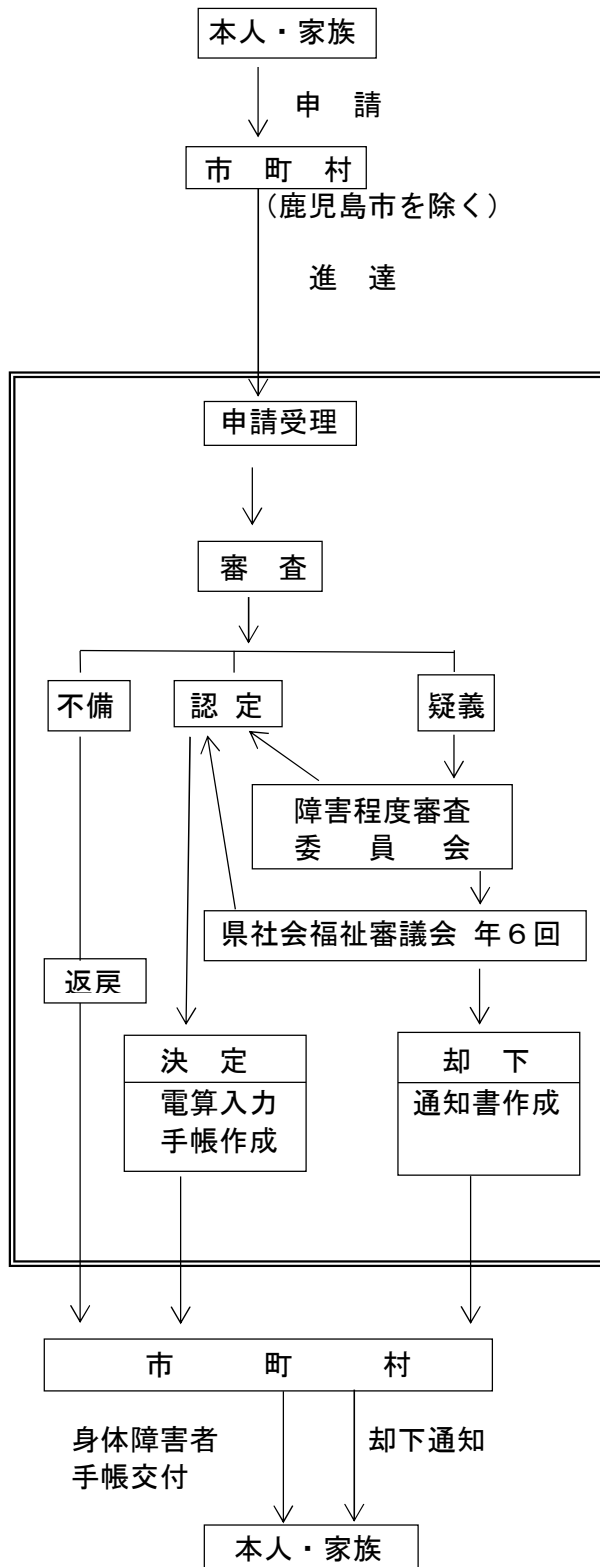
障害者支援施設等入所に係る市町村相互間の広域調整等を行う。

(6) 身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

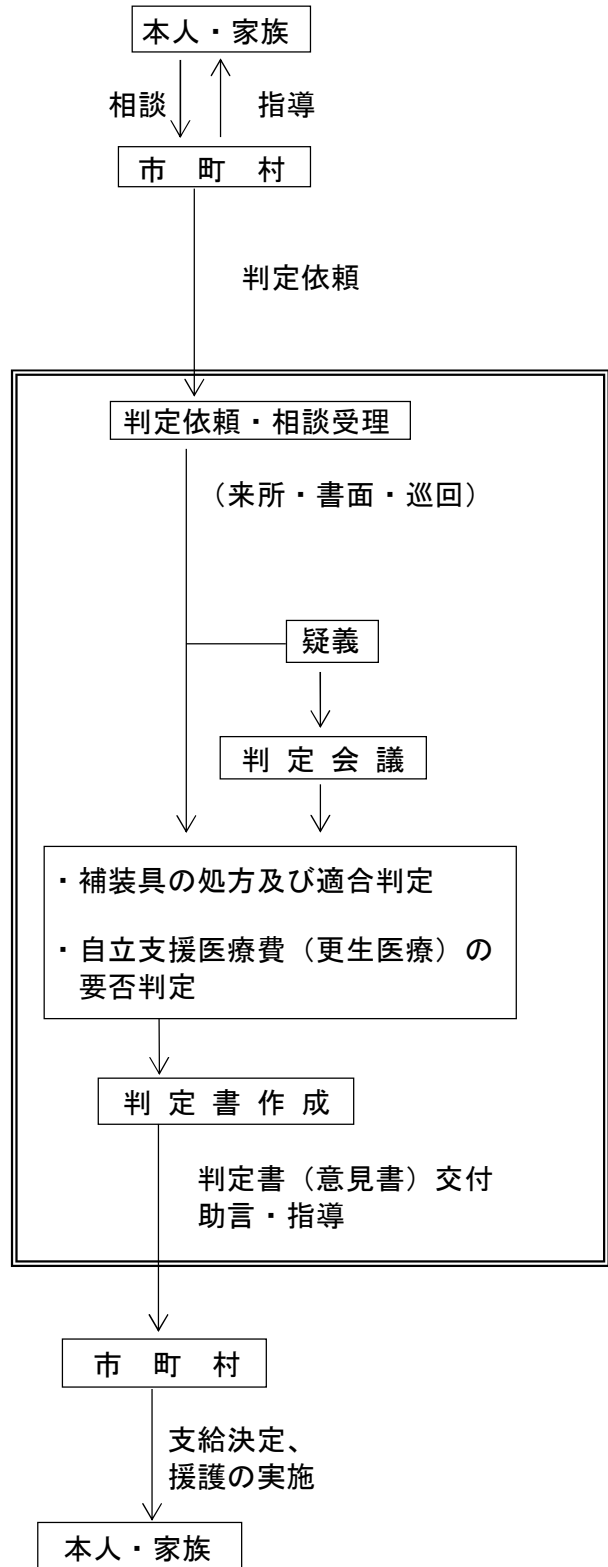
身障者用駐車場利用証の交付及び同駐車場の適正な利用を促進する。

6 業務の流れ

(1) 身体障害者手帳交付事務



(2) 相談・判定業務



7 業務実績(令和7年度)

(1) 年度別身体障害者手帳処理件数の推移(鹿児島市を除く。)

区分・内訳	新規・再交付			却下・返戻・取下げ				変更・返還			処理件数 合計	内容別の小計		
	新規交付 ①	再交付		計 ①～③	却下 ④	返戻 ⑤	取下げ ⑥	計 ④～⑥	居住地等変更 ⑦	死亡等返還 ⑧		計 ⑦～⑧	新規変更 却下 ①②④ 計	紛失、返戻 取下、変更 ・返還等 ③⑤～⑧ 計
		程度変更 ②	紛失破損 ③											
令和7年度	3,315	2,004	502	5,821	76	11	25	112	1,581	5,946	7,527	13,460	5,395	8,065
令和6年度	3,099	2,032	515	5,646	67	10	20	97	1,644	4,531	6,175	11,918	5,198	6,720
令和5年度	3,201	2,197	533	5,931	50	8	29	87	1,676	4,212	5,888	11,906	5,448	6,458

(2) 令和7年度末現在 等級別・障害別身体障害者数(鹿児島市を含む。)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比
視覚	2,211	1,953	311	342	618	254	5,689	6.7%
聴覚・平衡	289	1,784	1,122	2,560	37	3,527	9,319	11.0%
音声・言語 ・そしゃく	42	67	417	292			818	1.0%
肢体不自由	8,806	9,319	6,894	9,622	4,195	2,771	41,607	49.2%
内部	14,248	344	4,839	7,709			27,140	32.1%
計	25,596	13,467	13,583	20,525	4,850	6,552	84,573	100.0%
構成比	30.3%	15.9%	16.1%	24.3%	5.7%	7.7%	100.0%	—
令和6年度	26,128	13,966	14,225	20,978	5,014	6,635	86,946	—

★ 障害区分では肢体不自由が約半数(49.2%)を占め、等級別では重度者(1・2級)が46.2%を占めている。
 なお、構成比は四捨五入しているため、合計すると100%にならない場合がある(以下同じ。)

(3) 令和7年度末現在 年齢別・障害別身体障害者数(鹿児島市を含む。)

区分	0～17	18～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上	計
視覚	35	78	128	213	394	291	445	4,105	5,689
聴覚・平衡	144	162	196	303	386	299	448	7,381	9,319
音声・言語 ・そしゃく	5	8	15	43	93	79	103	472	818
肢体不自由	697	806	943	1,798	3,353	2,737	3,913	27,360	41,607
内部	235	294	422	965	1,881	1,475	2,271	19,597	27,140
計	1,116	1,348	1,704	3,322	6,107	4,881	7,180	58,915	84,573
構成比	1.3%	1.6%	2.0%	3.9%	7.2%	5.8%	8.5%	69.7%	100.0%
令和6年度	1,157	1,400	1,732	3,406	6,131	5,081	7,645	60,394	86,946

★ 65歳以上が78.2%を占めている。

(4) 年度別・障害別身体障害者数の推移(鹿児島市を含む。)

区分	平成12年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(前年度比)
視覚	11,548	6,262	6,158	6,075	5,921	5,689	96.1%
聴覚・平衡	11,789	9,840	9,715	9,647	9,538	9,319	97.7%
音声・言語 ・そしゃく	964	874	851	859	833	818	98.2%
肢体不自由	52,432	46,546	45,286	44,344	43,267	41,607	96.2%
内部	19,358	27,561	27,338	27,466	27,387	27,140	99.1%
計	96,091	91,083	89,348	88,391	86,946	84,573	97.3%
(参考)	知的障害者数	21,873	22,473	23,151	23,831	24,261	101.8%
	精神障害者数	15,426	16,186	17,263	18,112	18,965	104.7%

★ 令和7年度末の身体障害者数は、対前年比97.3%の微減となっている。この傾向は毎年継続しており、人口の減少や高齢化の進行により、今後も続くと思われる。

(5) 令和7年度 市町村別・障害別身体障害者数（鹿児島市を含む。）

障害別 市郡別	視覚障害	聴覚・平衡	音・言・そ	肢体不自由	内部障害	総 数	前年度比%	令和 6年度
鹿児島市	1,933	3,150	237	14,315	9,691	29,326	101.0	29,031
鹿屋市	317	508	55	2,633	1,687	5,200	92.2	5,641
枕崎市	63	128	21	573	356	1,141	99.3	1,149
阿久根市	88	132	6	610	397	1,233	95.9	1,286
出水市	161	241	24	1,314	787	2,527	99.1	2,550
指宿市	200	219	50	1,309	728	2,506	99.9	2,508
西之表市	58	60	10	453	271	852	90.9	937
垂水市	55	104	9	427	288	883	93.1	948
薩摩川内市	276	388	39	2,161	1,387	4,251	98.6	4,313
日置市	168	265	26	1,151	753	2,363	97.8	2,415
曾於市	114	234	17	1,167	633	2,165	97.2	2,228
霧島市	400	660	48	2,817	1,952	5,877	91.4	6,427
いちき串木野市	107	141	21	718	519	1,506	90.4	1,666
南さつま市	140	249	15	796	616	1,816	98.0	1,853
志布志市	105	212	13	785	492	1,607	95.1	1,690
奄美市	217	429	41	1,223	831	2,741	97.9	2,799
南九州市	137	215	19	1,070	631	2,072	98.3	2,108
伊佐市	104	172	12	784	466	1,538	97.3	1,581
始良市	203	470	37	1,810	1,217	3,737	99.5	3,756
市部計	4,846	7,977	700	36,116	23,702	73,341	97.9	74,886
三島村	0	9	0	6	4	19	111.8	17
十島村	2	4	0	15	24	45	90.0	50
さつま町	80	149	6	591	363	1,189	95.8	1,241
長島町	30	60	4	282	196	572	89.5	639
湧水町	22	67	4	256	172	521	90.0	579
大崎町	49	89	8	351	256	753	95.8	786
東串良町	24	30	2	162	101	319	92.5	345
錦江町	30	68	4	220	152	474	91.3	519
南大隅町	44	63	9	266	166	548	86.7	632
肝付町	63	107	9	459	317	955	95.3	1,002
中種子町	29	36	2	289	120	476	83.8	568
南種子町	16	26	2	169	100	313	98.1	319
屋久島町	61	120	7	366	229	783	97.3	805
大和村	15	26	1	43	34	119	79.9	149
宇検村	5	22	2	32	37	98	90.7	108
瀬戸内町	65	82	12	207	149	515	94.3	546
龍郷町	25	62	5	137	108	337	90.8	371
喜界町	41	36	3	210	129	419	97.9	428
徳之島町	66	72	10	407	197	752	99.1	759
天城町	38	42	4	230	109	423	96.8	437
伊仙町	52	49	6	267	122	496	92.9	534
和泊町	36	35	5	207	139	422	89.2	473
知名町	42	39	8	208	119	416	95.6	435
与論町	8	49	5	111	95	268	84.3	318
郡部計	843	1,342	118	5,491	3,438	11,232	93.1	12,060
総 計	5,689	9,319	818	41,607	27,140	84,573	97.3	86,946
令和6年度	5,921	9,538	833	43,267	27,387	86,946	—	—

★ 鹿児島市、三島村を除く市町村で減少となっている。

(6) 令和7年度 補装具及び更生医療の相談・判定処理件数

区分	取扱人数	相談内容								判定内容					判定書等交付件数				
		更生医療	補装具	身障手帳	職業	施設	生活	その他	計②	更生医療	補装具	身障手帳	その他	計③	更生医療	補装具	身障手帳	その他	計④
来所①	2,250	1,162	1,141	—	—	—	—	—	2,303	1,154	1,131	—	—	2,285	1,152	1,096	—	—	2,248
巡回	18	0	0	0	0	0	0	18	18	0	0	0	18	18	0	0	0	0	0
合計	2,268	1,162	1,141	0	0	0	0	18	2,321	1,154	1,131	0	18	2,303	1,152	1,096	0	0	2,248
(電話⑤)	—	(2)	(11)	(32)	(0)	(0)	(2)	(0)	(47)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6年度	2,174	1,174	1,050	0	0	0	0	11	2,235	1,167	1,044	0	11	2,222	1,167	998	0	0	2,165

(注1) 来所①は書面判定を含む。(注2) ②は非該当・適合・取下げを含む。(注3) ③は②から取下げを除く。
(注4) ④は1枚の判定書に複数個の判定を行う場合があるため③とは一致しない。(注5) ⑤は「電話口頭受理簿」による。合計には含まない。

(7) 補装具の年度別認定件数の推移(非該当, 適合判定及び取下げを除く。)

区分	平成12年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(構成比)	
肢体不自由	義肢	285	101	96	110	98	88	8.2%
	装具	475	215	205	228	208	221	20.6%
	座位保持装置	—	38	26	33	38	24	2.2%
	車いす	710	83	78	92	73	110	10.2%
	電動車いす	77	4	7	11	9	9	0.8%
	意思伝達装置	—	12	6	9	10	11	1.0%
	その他	112	2	1	0	1	1	0.1%
	小計	1,659	455	419	483	437	464	43.2%
聴覚	補聴器	681	608	537	615	540	611	56.8%
	小計	681	608	537	615	540	611	56.8%
合計	2,340	1,063	956	1,098	977	1,075	100.0%	

★補装具の認定件数は、ここ数年は、1,000件前後で推移している。
★認定の内訳は、補聴器611件(56.8%)、装具221件(20.6%)、車いす110件(10.2%)、義肢88件(8.2%)の順になっている。

(8) 更生医療の年度別認定件数の推移(非該当及び取り下げを除く。)

区分	平成12年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(構成比)
視覚	1	0	0	0	0	2	0.2%
聴覚	7	5	5	1	1	0	0.0%
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0	0	0.0%
肢体不自由	33	21	30	21	18	19	1.6%
心臓	1,126	293	285	363	269	323	28.0%
じん臓	2,127	841	863	896	833	777	67.3%
小腸	0	3	2	1	1	2	0.2%
免疫	8	21	31	22	27	24	2.1%
肝臓	—	13	24	34	15	7	0.6%
合計	3,302	1,197	1,240	1,338	1,164	1,154	100.0%

★認定件数は、ここ数年、1,200件前後で推移している。

8 鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

この制度は、公共施設や店舗など様々な施設に設置されている身障者用駐車場を適正に利用していただくため、障害のある方や介護の必要な高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度である。

なお、この制度は平成21年11月から開始された。

(1) 利用証の種類

- ア 緑色： 障害者、高齢者及び難病の方
- イ 赤色： 車いす常時利用者で車を運転される方
- ウ オレンジ色： 一時的に歩行困難な方



(2) 利用証の交付対象者・有効期間

交付対象者		有効期間	
身体障害者の方（身体障害者手帳に記載されている個別の障害程度で判定）		5年	
視覚障害	1級～4級		
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		（対象外）
	平衡機能障害		3級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			（対象外）
肢体不自由	上肢		1級・2級
	下肢		1級～6級
	体幹		1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級・2級
	移動機能		1級～3級
心臓機能障害	1級・3級		
じん臓機能障害	1級・3級		
呼吸器機能障害	1級・3級		
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級・3級		
小腸機能障害	1級・3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		
肝臓機能障害	1級～3級		
知的障害者の方	療育手帳の障害の程度欄が「A」、「A1」又は「A2」の方	1年未満	
精神障害者の方	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方		
高齢者の方	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護2～5」の方		
難病患者の方	特定疾患医療受給者証をお持ちの方		
妊産婦の方	妊娠7ヶ月～産後3ヶ月		
けが人の方	骨折等による車いす・杖等の使用期間		

(3) ハートピアかごしまにおける身障者用駐車場利用証の交付実績

(単位：人)

区 分		平成21年度～令和5年度				令和6年度				令和7年度				
		緑色	赤色	オレンジ色	計	緑色	赤色	オレンジ色	計	緑色	赤色	オレンジ色	計	
身体障害者	視覚障害	572			572	35			35	42			42	
	平衡機能障害	4			4	1			1	0			0	
	肢体不自由	上肢	645			645	6			6	17			17
		下肢	4,187	135		4,322	164	3		167	144	6		150
		体幹	574	6		580	24	1		25	18	1		19
		脳原	8	0		8	0	0		0	0	0		0
	内部障害	心臓	1,856	2		1,858	114	0		114	134	0		134
		じん臓	1,009	1		1,010	56	0		56	68	0		68
		呼吸器	291	1		292	13	0		13	19	0		19
		膀胱・直腸	51	0		51	0	0		0	3	0		3
		小腸	11	0		11	2	0		2	1	0		1
		免疫	18	0		18	2	0		2	1	0		1
		肝臓	41	0		41	1	0		1	3	0		3
	知的障害者	555			555	37			37	29			29	
	精神障害者	21			21	0			0	9			9	
	高齢者	1,429	1		1,430	178			178	195			195	
難病患者	777			777	128			128	128			128		
けが人			523	523			181	181			205	205		
妊産婦			5,710	5,710			396	396			461	461		
計	12,049	146	6,233	18,428	761	4	577	1,342	811	7	666	1,484		

(4) 事業者等訪問実績

(単位：箇所)

区 分	平成21年度～令和5年度	令和6年度	令和7年度
協力依頼・PR活動	532	19	17
協力（協定書締結）施設の現状調査	982	23	20
計	1,514	42	37

※ 新型コロナウイルス感染症による影響

令和2年度 4～5月及び1～3月の訪問実績なし（実働月 7ヶ月）

令和3年度 5～9月及び1～3月の訪問実績なし（実働月 4ヶ月）

※ パーキングパーミット制度推進員の配置

平成21年度（制度開始）～23年度 3名

平成24年度 2名

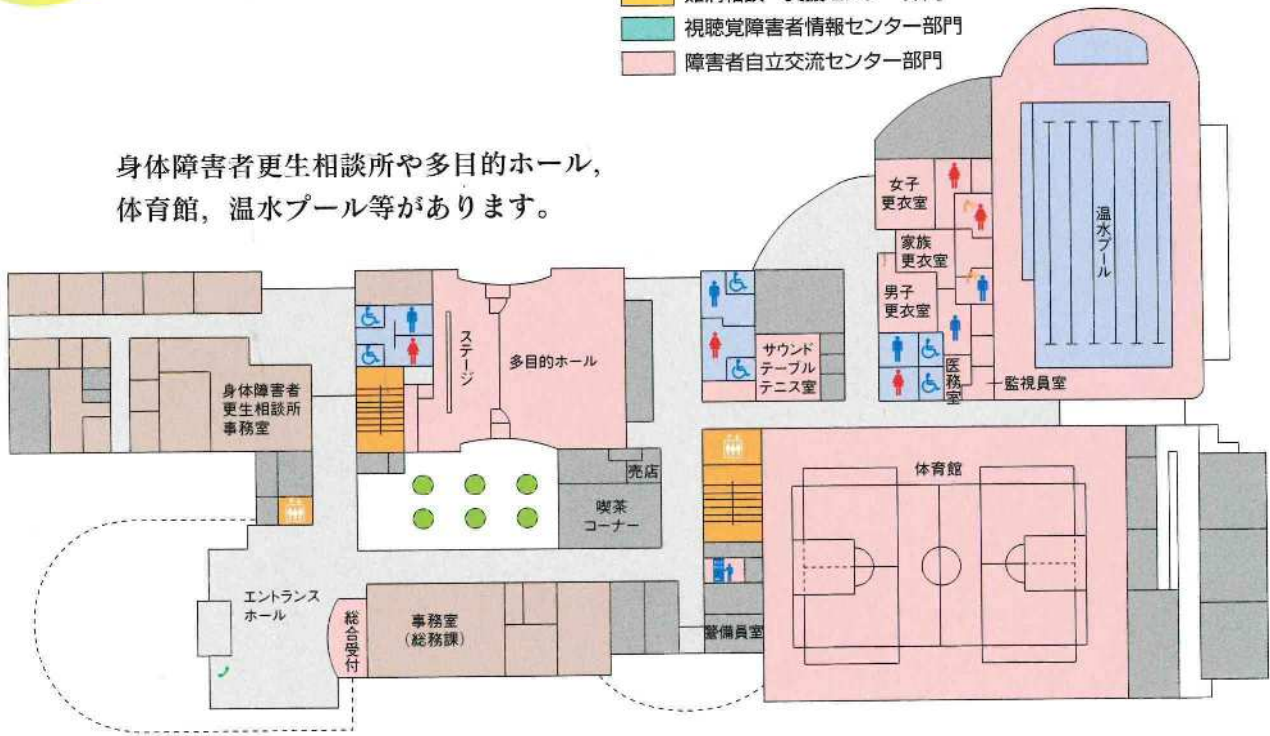
平成25年度以降 1名

9 施設概要 (ハートピアかごしま平面図)

1F

- 身体障害者更生相談所部門
- 精神保健福祉センター部門
- 難病相談・支援センター部門
- 視聴覚障害者情報センター部門
- 障害者自立交渉センター部門

身体障害者更生相談所や多目的のホール、
体育館、温水プール等があります。



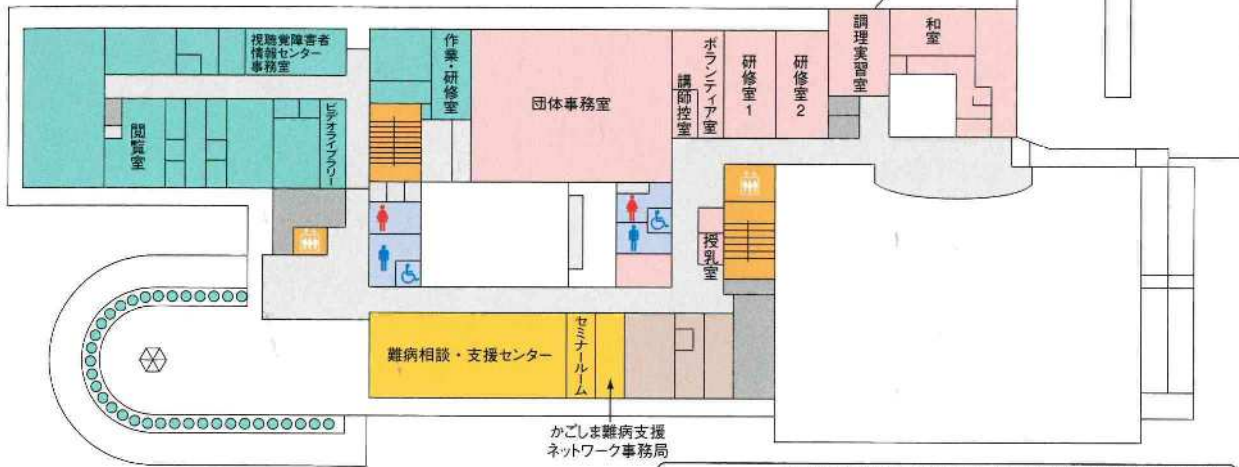
2F

精神保健福祉センターや運動療法訓練室があります。



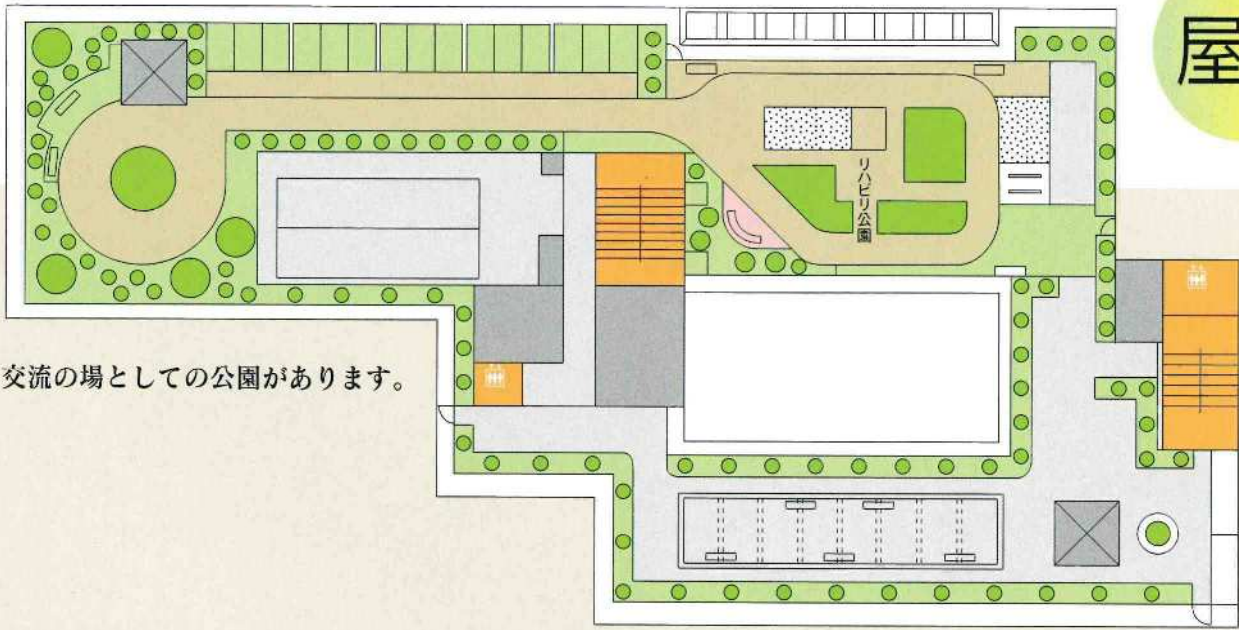
3F

難病相談・支援センターや視聴覚障害者情報センター、
 研修室、調理実習室、和室等があります。



団体事務局内
 鹿児島県身体障害者福祉協会、鹿児島県身体障害者協会連合会
 鹿児島県視覚障害者団体連合会、鹿児島県聴覚障害者協会
 鹿児島県手をつなぐ育成会

屋上



交流の場としての公園があります。

屋外

車いす運転者用駐車場や身障者用駐車場、
 アーチェリー場、グラウンド等があります。

